

ヒアリング等の手続きについて（案）

（これまでの決定事項）

〈中期目標の達成状況評価〉

- 書面調査で確認できなかった事項等について、国立大学法人等関係者と意見交換を行い、十分に調査・把握することを目的としてヒアリングを行う。（評価実施要項 P24）
- ヒアリングについては、機構が準備する開催場所（もしくはテレビ会議等）において、国立大学法人等関係者（責任者）と、評価委員会委員及び専門委員が面談を行う。
なお、以下の場合に限り、対象国立大学法人等へ訪問しヒアリングを含めた調査を実施する。
 - ① 教育研究施設・設備等の確認が必要な場合
 - ② 災害等による被災状況等の確認が必要な場合
 - ③ その他評価委員会が必要と認める場合（評価実施要項 P24）
- 書面調査の過程において、不明な点が生じた場合には、必要に応じて、達成状況判定会議を構成する各グループ内で意見を調整した上で、対象国立大学法人等に照会や資料提出を依頼する。（評価実施要項 P20）
なお、評価実施要項作成時の議論においては、「不明な点が生じた場合」とは「評価者が段階判定の判断に影響があると判断した場合」としている。
（P4 参考 1 国立大学教育研究評価委員会（第 30 回）資料 2 参照）
- 法人が中期計画の実施状況について、現況調査表との関連を明記してきた際、達成状況報告書の記述、現況分析結果等から法人全体の状況を確認した結果、一部の学部等で非常に優れた成果を上げているが、記述内容等のみでは法人全体としての成果が明らかでなく、中期計画の実施状況として段階判定の判断が不可能である場合に、追加資料の提出依頼をすることができる。（P5 参考 2 国立大学教育研究評価委員会（第 34 回）資料 3-3 参照）
- 機関別認証評価の評価結果で指摘事項がある場合には、必要に応じて、その対応状況等について、提出資料として依頼し、それらを参考に評価を実施する。（P6 参考 3 国立大学教育研究評価委員会（第 36 回）資料 4-3 参照）

〈学部・研究科等の現況分析〉

- 書面調査の過程において、不明な点が生じた場合には、必要に応じて、国立大学法人等へ問い合わせを行う。（評価実施要項 P11、P14）

《評価の方向性》

- ヒアリング等の手続きについて、以下のとおりとしてはどうか。

(P3「ヒアリング等の手続きイメージ」参照)

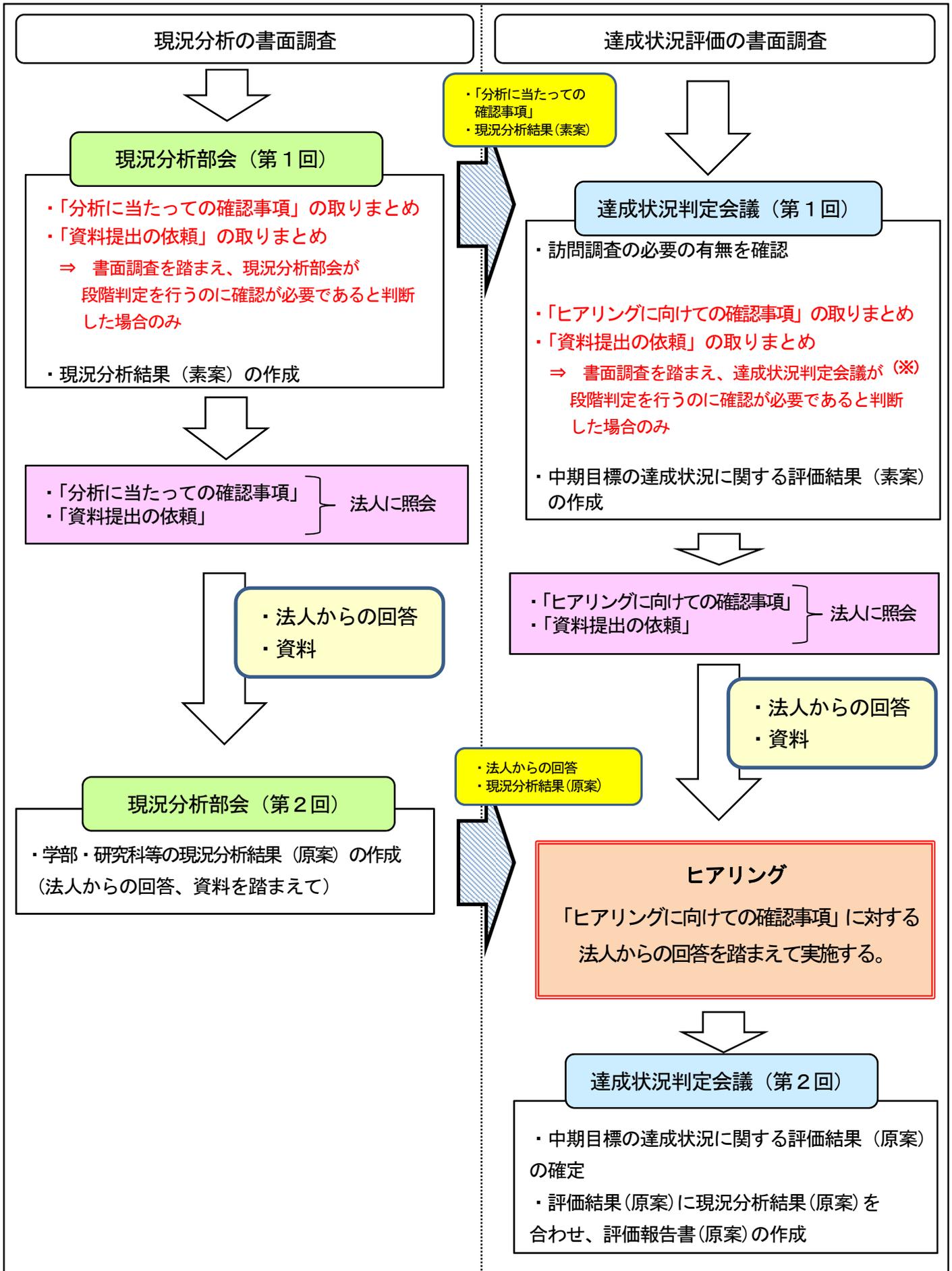
【学部・研究科等の現況分析】

- ・ 現況分析部会（第1回）にて審議を行い、「学部・研究科等の現況調査表」の内容に関連する事項についてのみ、段階判定を行うのに確認が必要であると判断した場合にだけ、「分析に当たっての確認事項」及び「資料提出の依頼」を法人に照会することができる。
- ・ 評価の公平性に配慮して、現況分析部会が法人に照会をするのは、原則この機会のみとする。
- ・ 「分析に当たっての確認事項」については、「ヒアリングに向けての確認事項」を取りまとめる際の参考とするため、達成状況判定会議に提供する。
- ・ 「分析に当たっての確認事項」の照会に対する法人からの回答については、ヒアリング実施時の参考とするため、達成状況判定会議に提供する。

【中期目標の達成状況評価】

- ・ 達成状況判定会議（第1回）にて審議を行い、「中期目標の達成状況報告書」の内容に関連する事項についてのみ、段階判定を行うのに確認が必要であると判断した場合にだけ、「ヒアリングに向けての確認事項」及び「資料提出の依頼」を法人に照会することができる。
- ・ 「資料提出の依頼」においては、上記以外に、達成状況判定会議（第1回）にて機関別認証評価結果の概要に指摘事項がある点について（「改善を要する点」等）、対応状況等を確認する必要があると判断した場合にも、法人に照会することができる。
- ・ 評価の公平性に配慮して、達成状況判定会議が法人に照会をするのは、原則この機会のみとする。
- ・ ヒアリングは、「ヒアリングに向けての確認事項」の照会に対する法人からの回答を踏まえて実施する。

ヒアリング等の手続きイメージ



（※）達成状況評価における「資料提出の依頼」は機関別認証評価結果の概要に指摘事項がある点について対応状況等を確認する必要があると判断した場合にも照会可能

第2期中期目標期間における 教育研究の状況の評価について検討すべき課題 (ワーキンググループ検討結果)

6. その他

《論 点》

- 追加資料の取り扱いについて、どう考えるか。

第1期中期目標期間の評価においては、法人の自己判定能力を高めるため追加資料の提出は一切認めなかったが、第2期中期目標期間の評価もこの取り扱いを継続するのか。

検証アンケート結果においては、法人、評価者ともに肯定的回答と否定的回答が同等に存在、追加資料を求めることによる作業負担の増を懸念する法人がある一方、確認できる資料がなかったということで、低く判定をされることに納得がいかないとの意見もある。

【見直し案】

- 追加資料については、評価者が段階判定の判断に影響があると判断した場合に限り、提出を求めることとする。【評価実施要項 P20(1(1)③)】

【5 学部を有する大学の場合】

達成状況報告書

中期計画 X-X-X-X 「学生の主体的な学習を促進するため、学習成果を可視化し、学生自らが学習の進捗状況を管理できる仕組みを導入する。」に係る状況

(実施状況) ○○学部、△△学部において、GP「~~~~~」により、~~~~~ループリックを活用した「○○大学学習管理システム」を構築した。このシステムにより、各教育プログラムにおいて、~~~~~できるなど、学生自らが学習成果を管理することが可能となり、~~~~~○年度に比して、大きく成績が向上している。また、学生アンケートにおいても、~~~~~と評価されるなど、学生の学習意欲が大きく向上している。このシステムは、△年度より□□学部、××学部、◎◎学部にも導入し、同様に、学習の進捗管理を実施している。

(判定) 「実施状況が良好である。」

(判断理由) 今回構築した「○○大学学習管理システム」により、学生自らが学習成果を管理し、~~~~~など、大きく成績が向上し、また、学生の学習意欲も大きく向上している。したがって、優れた成果が上がっているため、達成状況は良好であると判断する。

【現況調査表に関連する記載のある箇所】

○○学部 観点「教育内容・方法」
 △△学部 観点「教育内容・方法」
 質の向上度「教育活動の状況」

現況分析結果

○○学部	△△学部	□□学部	××学部	◎◎学部
観点 「教育内容・方法」 (関連記載あり) 判定:「水準を上回る」 【最上位】 質の向上度 「教育活動の状況」 (関連記載なし) 判定:「改善、向上している」	観点 「教育内容・方法」 (関連記載あり) 判定:「水準を上回る」 【最上位】 質の向上度 「教育活動の状況」 (関連記載あり) 判定:「大きく改善、向上している」 【最上位】	観点 「教育内容・方法」 (関連記載なし) 判定:「水準にある」 質の向上度 「教育活動の状況」 (関連記載なし) 判定:「維持している」	観点 「教育内容・方法」 (関連記載なし) 判定:「水準にある」 質の向上度 「教育活動の状況」 (関連記載なし) 判定:「維持している」	観点 「教育内容・方法」 (関連記載なし) 判定:「水準にある」 質の向上度 「教育活動の状況」 (関連記載なし) 判定:「改善、向上している」

中期計画の判定例（現況分析結果の概況を判定の根拠資料として活用）

【達成状況報告書の記述、現況分析結果等のみで段階判定が可能な場合】

達成状況報告書の記述、現況分析結果等から法人全体の状況を確認した結果、○○学部、△△学部で非常に優れた成果を上げており、法人全体として十分な成果といえるため、中期計画の実施状況として「特筆すべき」成果といえる、と判断。
 ⇒ 「非常に優れている」

【達成状況報告書の記述、現況分析結果等のみで段階判定が不可能な場合】

達成状況報告書の記述、現況分析結果等から法人全体の状況を確認した結果、○○学部、△△学部で非常に優れた成果を上げているが、記述内容等のみでは法人全体としての成果が明らかでなく、中期計画の実施状況として「特筆すべき」成果か否かの判断が不可能である、と判断。
 ⇒ 追加資料の提出依頼

認証評価結果の活用方法について（案）

（これまでの決定事項）

- 「評価実施要項」の「第1節 学部・研究科等の現況分析」及び「第2節 中期目標の達成状況評価」において、「認証評価に関する資料については、いずれかの認証評価機関が実施した評価結果や提出資料・データ等を達成状況報告書の根拠資料・データ等として活用することなどが考えられます。」と記載している。（「評価実施要項」P11、P19 参照）
- 「実績報告書作成要領」の「第1章 学部・研究科等の現況調査表」及び「第2章 中期目標の達成状況報告書」において、「認証評価の評価結果等を、根拠となる資料・データとしてそのまま活用する場合には、当該箇所を注記すれば、そのコピー等を添付する必要はありません。」と記載している。（「実績報告書作成要領」P6、P22 参照）
- 「認証評価の国立大学法人評価における活用例」（P2 参考 国立大学教育研究評価委員会（第30回）資料2-4）において、「機関別認証評価（並びに専門分野別認証評価）の評価結果について、国立大学法人評価の提出資料として依頼し、指摘事項などについて、参考に評価を実施する」こととしており、国立大学法人等評価実務担当者説明会においても説明している。

《評価の方向性》

- 法人が根拠となる資料・データとして認証評価の評価結果等を示した場合は、該当箇所を評価者に提供する。
- 法人が根拠となる資料・データとして認証評価の評価結果等を示していない場合においても、直近の機関別認証評価の評価結果の概要を評価者に提供し、評価者は、機関別認証評価の評価結果の概要を中期目標の達成状況評価の資料の一つとして活用する。
また、機関別認証評価の評価結果で指摘事項がある場合は、必要に応じて、その対応状況等について、提出資料として依頼し、それらを参考に評価を実施する。